

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザルについて、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和6年11月1日

茨城県病院事業管理者 軸屋 智昭

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

県立3病院総合医療情報システム更新に係る調達支援業務

(2) 業務内容等

仕様書による

(3) 委託期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

2 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。（以下「政令」という。））第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 別添「県立3病院総合医療情報システム更新に係る調達支援業務仕様書」の要件を満たすものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員も含む。）の統制下にある者でないこと。

3 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法及び結果の通知

病院局内に設置した審査委員会において定める評価基準に基づき、企画提案書等の提出書類により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案審査項目

企画提案の審査項目は以下のとおりである。企画提案書等の提出書類に以下の審査項目について、審査するための情報がない又は不足している場合、当該項目について最低の点数とする。

No	項目	評価内容
1	業務実績	本業務遂行にあたり、類似業務の十分な実績や経験があるかを評価する。
2	業務実施体制	本業務遂行のための管理体制・人員配置が確保されているかを評価する。
3	業務実施手法	本業務の特性、目的及び内容を正しく理解し、その実現に有効な提案、取り組み方法となっているかを評価する。
4	情報収集能力	本業務に有用な情報収集の能力を評価する。
5	価格評価	見積金額を評価。

(3) 審査の結果、最も評価が高かった者を随意契約の契約予定者とする。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当課

茨城県病院局経営管理課 (担当：田中)

〒310-8555 茨城県笠原町 978-6

TEL:029-301-6515 FAX:029-301-6519

MAIL:byokei3@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 質問の受付と回答

本公告及び仕様書の内容に関する質問等については、令和6年11月11日(月)午後5時までにファクシミリ又は電子メールで受け付ける。

質問の回答について、質問者に令和6年11月13日(水)までに行う。なお、質問状況についての問合せがあった場合は、問合せ者に対し、質問状況の回答を行う。

(3) 参加資格等の確認

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記提出書類を(1)の担当課に提出しなければならない。

ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書

(イ) 会社概要書

(ウ) 誓約書

イ 提出期限 令和6年11月15日(金)17時(必着)

ウ 提出先 (1)の担当課に同じ

エ 提出方法 持参又は郵送に限る

持参の場合は、公告日から提出期限までのいずれも9時から17時まで(正午から13時までを除く)に持参すること。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に規定する休日を除く。

※確認結果については、令和6年11月18日(月)までに電子メール等で回答する。

(4) 企画提案書等の提出

この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、下記書類を(1)の担当課に提出しなければならない。

ア 企画提案書(任意様式)

企画提案書は「企画提案審査項目」に則り、本業務にかかる会社としての取り組み等がわかりやすい資料として作成すること。

イ 業務経歴書

ウ 見積書

見積書は、会社名、所在地、契約に係る代表者役職および氏名を記載すること。なお、提案上限額は、4,840,000円(税込)とする。見積書の書式については任意とするが、積算根拠など見積内訳が分かるように作成すること。なお、提案上限額以上の場合は失格とする。

エ 添付書類

(ア) 会社概要(パンフレット等参考資料)

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 財務諸表(直近事業年度単独決算の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類)

(エ) その他企画提案書に記載された内容を補足する書類

(5) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年11月19日(火)17時(必着)

イ 提出先 (1)の担当課に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送に限る

持参の場合は、公告日から提出期限までのいずれも9時から17時まで(正午から13時までを除く)に持参すること。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に規定する休日を除く。

郵送の場合は、提出期限必着の簡易書留とする。

5 その他

(1) 審査は書面によるものとし、プレゼンテーションは行わない。

(2) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、その者の提案を無効とする。
 - ア 応募資格のない者が提案したとき
 - イ 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき
 - ウ 提出書類に不正又は虚偽があったとき
 - エ その他、提示された事項及び企画提案に関し定めた要件に違反したと担当課が判断したとき
- (6) 仕様書に定めのない事項については、病院局と協議の上、決定するものとする。